

保育士修学資金貸付における  
貸付対象者の選定基準に関するガイドライン  
(養成施設入学希望者(高校生)用)

社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会

<貸付対象者について>

本ガイドラインは、「保育士修学資金貸付等制度の運営について」(平成28年2月3日付け雇児発0203第2号。以下「運営通知」という。)2の(1)の②に基づき、保育分野において適性を有すると認められ、養成施設における学修に意欲があり、学業を確実に修了し、所定の国家資格を取得できる見込みがあると認められる者について、養成施設は以下の1及び2の項目を総合的に評価・選定し、佐賀県社会福祉協議会へ推薦するものとする。

1 「優秀な学生」については、次の(1)を満たすとともに(2)①②のいずれかを満たすものとする。

(1) 成績に係る基準として、以下の要件に該当すること

高校における評定平均値が3.5以上

(2) 学業等に係る基準として、以下のいずれかに該当すること

① 高校の出席率80%以上

② 高校における1年以上の部活動や生徒会等学内活動、又はボランティア等社会活動、社会人としてボランティア等の社会貢献活動を経験

2 「家庭の経済状況等」については、次に該当するものとする。ただし、個人の事情を斟酌し、本修学資金の必要性が認められる場合には、貸付けることを妨げない。

(1) 経済状況に係る基準

日本学生支援機構の第一種奨学金(無利子)の要件と同等とする

給与所得世帯 803万円程度(収入額)

給与所得以外の世帯 552万円程度(所得額)

→本人、父、母、中学生弟妹1人の4人世帯の想定

※家計支持者(父母、父母がない場合は代わって家計を支えている人)の年収(給与の場合)・所得金額(給与所得者以外の場合)から、規定で定められた特別控除額(家族構成、家庭事情等により異なる。)等を差し引いた金額が、日本学生支援機構で定められている基準額以下であること。

【参考】

○運営通知2の(1)の②

貸付対象者は、優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる者について行うものであること。

○運営通知2の(1)の③

貸付対象者の選定に当たっては当該養成施設から推薦を求めるなどにより公正かつ適切に行うこと。

## 別紙2

返還免除の要件に合致する佐賀県内の児童の保護等の業務を行う施設等

### 1 児童福祉施設

- (1) 助産施設
- (2) 乳児院
- (3) 母子生活支援施設
- (4) 保育所
- (5) 幼保連携型認定こども園
- (6) 児童厚生施設
- (7) 児童養護施設
- (8) 障害児通所施設
- (9) 障害児入所施設
- (10) 児童発達支援センター
- (11) 情緒障害児短期治療施設
- (12) 児童自立支援施設
- (13) 児童家庭支援センター

### 2 児童を一時保護する施設

### 3 指定保育士養成施設

### 4 次に掲げる幼稚園

- (1) 預かり保育を常時実施している幼稚園
- (2) 認定こども園への移行を予定している幼稚園

### 5 認定こども園

### 6 地域型保育事業を実施する事業所

- (1) 家庭的保育事業
- (2) 小規模保育事業
- (3) 居宅訪問型保育事業
- (4) 事業所内保育事業

### 7 病児保育事業を実施する事業所

### 8 放課後児童健全育成事業を実施する事業所

### 9 一時預かり事業を実施する事業所

### 10 認可外保育施設

#### 11 企業主導型保育事業

※詳細は社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 福祉人材センターへお問い合わせください。